（国立研究開発法人）

第三条の二　研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

第十一条中「独立行政法人放射線医学総合研究所法」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）」に改める。

第十五条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十七条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

（独立行政法人国立美術館法の一部改正）

第八十二条　独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　国立美術館は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、四年とする。

第十二条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「第三十条第二項第四号の二」を「第三十条第二項第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に、「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改める。

第十四条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人国立文化財機構法の一部改正）

第八十三条　独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、四年とする。

第十三条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十四条中「第三十条第二項第四号の二」を「第三十条第二項第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に、「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改める。

第十五条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人教員研修センター法の一部改正）

第八十四条　独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　センターは、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十一条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十二条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

（独立行政法人科学技術振興機構法の一部改正）

第八十五条　独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人科学技術振興機構法

第一条、第三条及び第四条中「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第四条の二　機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第十二条を次のように改める。

（理事の任期）

第十二条　理事の任期は、二年とする。

第十五条中「独立行政法人科学技術振興機構法」を「国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）」に改める。

第二十条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十三条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。

附則第五条の二第三項中「第四号」を「第七号」に改める。

附則第五条の四の見出しを「（中長期目標及び中長期計画）」に改め、同条第一項中「第二十九条第一項」を「第三十五条の四第一項」に、「中期目標」を「中長期目標」に改め、同条第二項中「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改める。

（独立行政法人日本学術振興会法の一部改正）

第八十六条　独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　振興会は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第十条を次のように改める。

（理事の任期）

第十条　理事の任期は、二年とする。

第十四条第三項中「第二十一条第一項ただし書及び第二項」を「第二十一条第三項ただし書及び第四項」に改める。

第十八条第三項中「第四号」を「第七号」に改める。

第二十条第二項中「、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十二条中「、主務省」及び「、文部科学省」を削る。